

令和4年度 第2回 番匠川水系学識者懇談会

日時：令和4年12月7日

15:00~17:00

場所：大分県庁新館5階51会議室

次 第

1. 開 会
2. 挨 拶（佐伯河川国道事務所長）
3. 委員紹介
4. 議 事
5. 閉 会

名 簿

氏 名	分 野	所 属 等	出 欠
おおうえ かずとし 大上 和敏	環境（水質）	大分大学 教育学部 教授	出席
おだ つよし 小田 毅	環境（植物） 文化財	大分県植物研究会 会長 元 大分県文化財保護審議会 委員	出席
かとう まさあき 加藤 正明	水利	大分県土地改良事業団体連合会 常務理事	出席
しまだ すずむ 島田 晋	河川工学 衛生工学	大分工業高等専門学校 名誉教授	出席
たつかわ じゅんや 立川 淳也	環境（魚類） 河川利用	番匠おさかな館 館長 番匠川流域ネットワーク 理事	出席
ひがしの まこと 東野 誠	河川工学 環境水理学	大分工業高等専門学校 都市システム工学科 教授	出席
ひたか えつひさ 日高 悦久	漁業	大分県農林水産研究指導センター 水産研究部 主幹研究員（総括）	出席
もとや るり 本谷 るり	経済	大分大学 経済学部 教授	出席

番匠川水系学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「番匠川水系学識者懇談会」（以下、「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、「番匠川水系河川整備計画」（以下、「整備計画」という。）について、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、整備計画の内容について点検を行う際に、学識経験を有する者として意見を述べるものとする。

2 懇談会は、前項の点検の結果、整備計画の変更が必要であると判断する場合、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、国土交通省九州地方整備局及び大分県が作成する整備計画の変更原案について、学識経験を有するものとして意見を述べるものとする。

3 懇談会は、整備計画に基づいて実施される事業のうち、国管理区間における事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長及び大分県知事が設置する。

2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長及び大分県知事が委嘱する。

3 懇談会は、別表一の委員をもって構成する。

4 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

5 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は、整備計画作成者または委員の要請があり、委員長が必要と認めた場合に招集する。

2 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

- 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所及び大分県土木建築部河川課に置く。

- 2 事務局は、懇談会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認められるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、令和 4年10月18日より施行する。

番匠川水系学識者懇談会 委員名簿

五十音順 敬称略

氏 名	分 野	所 属 等
おおうえ かずとし 大上 和敏	環境（水質）	大分大学 教育学部 教授
おだ つよし 小田 毅	環境（植物） 文化財	大分県植物研究会 会長 元 大分県文化財保護審議会 委員
かとう まさあき 加藤 正明	水利	大分県土地改良事業団体連合会 常務理事
しまだ すすむ 島田 晉	河川工学 衛生工学	大分工業高等専門学校 名誉教授
たつかわ じゅんや 立川 淳也	環境（魚類） 河川利用	番匠おさかな館 館長 番匠川流域ネットワーク 理事
ひがしの まこと 東野 誠	河川工学 環境水理学	大分工業高等専門学校 都市システム工学科 教授
ひたか えつひさ 日高 悦久	漁業	大分県農林水産研究指導センター 水産研究部 主幹研究員（総括）
もとや るり 本谷 るり	経済	大分大学 経済学部 教授